

恵庭市 保育園等(2・3号認定) 保育料表

【月額】

※ 保育園、認定こども園の保育クラスについては年度当初の4月1日時点の年齢が基準クラスとなります。
 年度途中で誕生日を迎えても年度末（3月末日）まではクラス年齢は上がりません。

在籍入所児童の属する世帯の階層区分 (4月1日現在のクラス年齢)				令和2年度(案)			
				保育標準時間		保育短時間	
階層	定 義			0歳～2歳児	3歳～5歳児	0歳～2歳児	3歳～5歳児
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0	0	0	0
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯			1 母子世帯等	0	0	0
				2 上記以外の世帯	0	0	0
C1	均等割のみ			1 母子世帯等	5,350	0	5,250
				2 上記以外の世帯	11,700	0	11,500
C2	(所得割額) 24,300 未満			1 母子世帯等	6,300	0	6,150
				2 上記以外の世帯	13,600	0	13,300
C3	24,300 以上 48,600 未満			1 母子世帯等	7,300	0	7,150
				2 上記以外の世帯	15,600	0	15,300
D1	48,600 以上 58,200 未満			1 母子世帯等	8,900	0	8,700
				2 上記以外の世帯	17,800	0	17,400
D2	58,200 以上 67,900 未満			1 母子世帯等	9,000	0	8,800
				2 上記以外の世帯	20,000	0	19,600
D3	67,900 以上 77,600 未満			1 母子世帯等	9,000	0	8,800
				2 上記以外の世帯	22,200	0	21,800
D4	77,600 以上 87,300 未満			24,400	0	23,900	0
D5	87,300 以上 97,000 未満			27,000	0	26,500	0
D6	97,000 以上 111,400 未満			30,500	0	29,900	0
D7	111,400 以上 125,800 未満			34,000	0	33,400	0
D8	125,800 以上 140,200 未満			37,500	0	36,800	0
D9	140,200 以上 154,600 未満			41,000	0	40,300	0
D10	154,600 以上 169,000 未満			44,500	0	43,700	0
D11	169,000 以上 195,400 未満			47,800	0	46,900	0
D12	195,400 以上 221,800 未満			51,100	0	50,200	0
D13	221,800 以上 248,200 未満			54,400	0	53,400	0
D14	248,200 以上 274,600 未満			57,700	0	56,700	0
D15	274,600 以上 301,000 未満			61,000	0	59,900	0
D16	301,000 以上 333,000 未満			67,300	0	66,100	0
D17	333,000 以上 365,000 未満			73,600	0	72,300	0
D18	365,000 以上 397,000 未満			80,000	0	78,600	0
D19	397,000 以上			90,300	0	88,700	0

※「母子世帯等」とは、「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

恵庭市 保育園等(2号認定) 副食費一覧表

(クラス年齢3歳児以上)

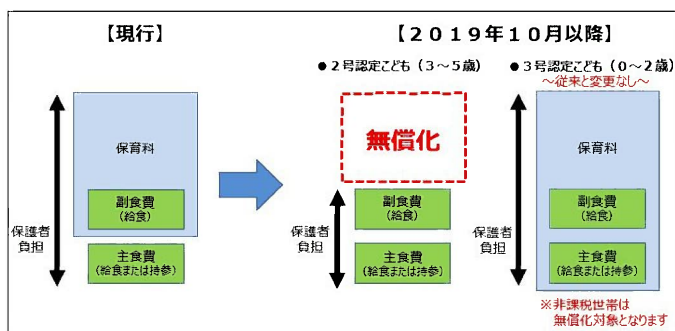
在籍入所児童の属する世帯の階層区分 (4月1日現在のクラス年齢)				令和2年度(案)					
				3歳児～5歳児クラスの児童(4月1日時点で3歳以上の児童)					
階層	定 義			第1子	第2子	第3子以降			
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)			0円	0円	0円			
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯						1	母子世帯等	
							2	一般世帯	
C1	均等割のみ		1				母子世帯等		
			2				上記以外の世帯		
C2	(所得割額) 24,300 未満	1	母子世帯等						
		2	上記以外の世帯						
C3	24,300 以上 48,600 未満	1	母子世帯等						
		2	上記以外の世帯						
D1	48,600 以上 58,200 未満	1	母子世帯等						
		2	上記以外の世帯						
階層	定 義						第1子	第2子	第3子以降
D2	58,200 以上 67,900 未満	1	母子世帯等				0円	0円	0円
		2	上記以外の世帯				副食費徴収あり	副食費徴収あり	
D3	67,900 以上 77,600 未満	1	母子世帯等				0円	0円	
		2	上記以外の世帯				副食費徴収あり	副食費徴収あり	
D4	77,600 以上 87,300 未満						副食費徴収あり		
D5	87,300 以上 97,000 未満								
D6	97,000 以上 111,400 未満								
D7	111,400 以上 125,800 未満								
D8	125,800 以上 140,200 未満								
D9	140,200 以上 154,600 未満								
D10	154,600 以上 169,000 未満								
D11	169,000 以上 195,400 未満								
D12	195,400 以上 221,800 未満								
D13	221,800 以上 248,200 未満								
D14	248,200 以上 274,600 未満								
D15	274,600 以上 301,000 未満								
D16	301,000 以上 333,000 未満								
D17	333,000 以上 365,000 未満								
D18	365,000 以上 397,000 未満								
D19	397,000 以上								

※「母子世帯等」とは、「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

副食費について

これまで保育料に含まれていた「副食費」については、無償化による制度改正により、令和元年10月以降は、「保育料と別に実費徴収するもの」と変更されました(3～5歳児クラスのみ)。ただし、下記減免の要件を満たす場合は副食費が免除となりますのでご確認ください。

- 2号認定(3～5歳児クラス)：副食費が保育料と別に「園が定めた額」の実費徴収となります
※恵庭市内の公立園については国の基準に基づき、副食費(4,500円/月)となります



※保育園、認定こども園の保育クラスについては年度当初の4月1日時点の年齢が基準クラスとなります。

※満3歳、4月1日以降に3歳の誕生日を迎えた児童は年度末まで2歳児クラスです。

【副食費減免要件】

減 免 要 件	2号認定 市階層
生活保護世帯	A階層
年収がおよそ360万円未満の一般世帯(非課税世帯を含む)	B2～D1階層
母子世帯等	B1～D3階層
世帯の中で第3子以降の児童	小学校就学前の児童から数えて第3子以降の児童

※「母子世帯等」とは、「ひとり親、在宅障がい児又は障がい者がいる世帯及び特に困窮していると市長が認める世帯」をいいます。

●第3子の副食費算定基準●

兄弟が保育園や認定こども園、幼稚園に(1号・2号・3号認定を受けて)入園している場合、その児童の中から年齢の高い順に数えます。

- (例) ①2号認定で、5歳児クラスの双子・3歳児クラスの子どもがいる世帯 → 5歳児から数えて、3歳児の副食費は免除
②2号認定で、小学4年生・小学1年生・5歳児クラス・3歳児クラスの子どもがいる世帯 → 5歳児から数えて、5歳児・3歳児ともに有料

※3号認定(0～2歳児クラス)については、従来どおり、主食費、副食費は保育料に含まれます。